

運動公園施設におけるペナルティ制度の導入について

運動公園施設の利用を促進するため、無断キャンセルに対しペナルティ制度を設けます。
ペナルティ制度における「無断キャンセル」とは、使用時間前に施設予約を取り消さず、施設を利用しないことを指します。

1 ペナルティ導入日

平成 29 年 10 月 1 日

2 ペナルティの内容

同月で2回以上の無断キャンセルを行った場合、当該月の3カ月後及び4カ月後の2カ月間の利用において、抽選申込及び先着申込を行うことはできません。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
無断キャンセル	2回	3回	1回	—	—	—	
利用の可否	○	○	○	×	×	×	○
ペナルティ	—	—	—	4月分のペナルティ		—	—
	—	—	—	—	5月分のペナルティ		—

3 ペナルティが適用される種目と施設

種目	施設数	施設名
庭球	6	追浜公園、不入斗公園、大津公園、光の丘公園、西公園、湘南国際村西公園
サッカー	2	佐原2丁目公園、はまゆう公園
野球（ソフトボール）	7	追浜公園、不入斗公園、衣笠公園、大津公園、西公園、夏島グラウンド、佐原2丁目公園